

ID: 1012

担当部署: 市民部 税務課 資産税係

処分の概要	軽自動車税(種別割)の減免(公益使用)		
例規名 根拠条項	名寄市税条例 第89条第1項及び第2項		
例規番号	平成18年条例第65号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年7月29日	最終変更年月日	令和7年4月1日